

体罰防止の手引き

～体罰の根絶に向けて～

平成25年4月

京都府教育委員会

目 次

はじめに	-----	1
第1章 京都府の教職員に求められること	-----	2
第2章 体罰について		
1 懲戒と体罰	-----	3
2 体罰に該当する行為	-----	4
3 体罰の禁止	-----	7
4 体罰は人権侵害	-----	8
5 体罰が与える影響	-----	9
第3章 体罰防止のために		
1 体罰事象の発生状況	-----	10
2 体罰事象が生じる背景	-----	11
3 体罰に対する正しい認識	-----	14
4 生徒指導の在り方	-----	16
5 部活動指導の在り方	-----	18
6 学校組織の在り方・管理職の責務	-----	20
7 体罰防止のために（セルフチェック）	-----	21
第4章 体罰事象が生じた場合		
1 体罰事象が生じた場合の対応	-----	23
2 体罰を行った教職員への対応	-----	24

※ 本資料の作成に当たっては次の資料を参考にするとともに、一部引用しています。

- ・「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」（平成25年3月13日付け 24文科初第1269号 文部科学省通知）
- ・生徒指導提要（平成22年3月 文部科学省）
- ・高等学校学習指導要領解説 保健体育編・体育編（平成21年7月文部科学省）

はじめに

昨年12月、近隣市の高校生が部活動顧問からの体罰を伴う厳しい指導を苦に自ら命を絶つというたいへん痛ましい事件が起きました。また、今年1月には、日本代表選手を含む女子柔道トップ選手15人が連名で監督及びコーチによる体罰やパワーハラスメントをJOCに告発していたことが明らかになりました。

これらの事件を契機に、学校における体罰やスポーツ指導における体罰が国民的な問題となり、「強い選手を育てるためには体罰も必要」という指導観に基づくスポーツ指導の在り方、体罰を容認し隠してきた学校体制や隠蔽体質等に対して、社会から厳しい批判が寄せられました。

このような中、本府の府立高校での体罰が新聞や週刊誌等で大きく取り上げられる事態が生じ、府教育委員会内に設置された体罰問題特別調査チームが調査を行い、先頃、調査結果を公表したところです。

また、府教育委員会では、2月には体罰実態調査、3月には体罰に関する意識調査を実施するとともに、4月には体罰を行った教職員に対して厳正な処分を行ったところです。

体罰事象が生じる背景には、教職員の人権意識に課題があります。全ての教職員が、体罰は教職員による児童生徒へのパワーハラスメント行為(一方的かつ高圧的な指導、児童生徒の人格や尊厳を傷つけるような暴言等)の最たるものであり、児童生徒への人権侵害であるという認識を明確にもつ必要があります。

また、「厳しい指導の延長として体罰も必要」、「部活動指導で気合いを入れる行為は許される」等の教職員の誤った教育観・指導観やそれに基づく指導方法があります。実際に、スポーツの世界では日本代表クラスの高いレベルにおいても、選手を強くするためには体罰が必要だという意識をもった指導者がいる状況にあります。

さらに、生徒指導や部活動指導の場面で、体罰を容認するような保護者や地域の人たちの雰囲気も体罰事象が生じる背景にあると考えられます。実際に、民間の調査によると、「体罰は許されない」という意見を持った人が半数を占める中、「場合によっては体罰も許される」という意見を持った人も4割を占めている状況にあります。

こうしたことを背景に、今まで学校から体罰が根絶できませんでした。しかし、今こそ体罰を学校からなくさなければなりません。

そのためには、個々の教職員が一層人権意識を高めるとともに、自己の教育観・指導観、指導方法等を真摯に見つめ直し、課題解決に向けて自己改革を図っていくことが大切であり、管理職が個々の教職員の資質向上を図るとともに、体罰防止に向けて組織体制を整備していくことが求められます。

本資料が校内研修等において積極的に活用され、体罰根絶に向けた取組が一層進むことを期待しています。

平成25年4月

京都府教育委員会

第1章 京都府の教職員に求められること

地方公務員は、全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務していますので、一般府民以上に厳しい、高度の行為規範が要求されています。

特に、公立学校において、直接・間接を問わず児童生徒の教育に携わる教職員は、他の地方公務員と比べ、更に高い倫理観が要求されており、自己の崇高な使命を自覚し、公務を遂行しなければなりません。教職員が常に自らを律し、その職責の遂行に全力を傾ける中で、京都府の教育が府民の信頼を得ることができるのです。

ところが、一旦、教職員の不祥事が起これば、職場の士気を低下させ、教育活動に多大な支障を生じさせてしまうとともに、府民からの信頼関係は損なわれ、児童生徒や保護者はもちろんのこと、府民全体の教育への信頼を失墜させてしまいます。

失われた信頼を回復するためには、大変な努力と時間が必要となり、誠実に職務に取り組んでいる大多数の教職員に迷惑をかけることとなります。

このような事態を未然に防ぐためには、教職員がコンプライアンスに対する意識を一層高めていく必要があります。

特に、直接、児童生徒の教育に携わる教員は、「求められる京都府の教員像」に示されているように、教職への使命感・情熱、豊かな感性や人間的魅力、高い授業力などのほか、教育公務員としての自覚が求められています。

教員は、教育公務員として公教育に課せられた使命と責任を自覚し、諸法令を守るとともに、教職に対する愛着と誇りを持ち、心身の健康管理に留意して、豊かな人間性、広い社会性及び高い専門性を基盤とした実践的指導力の向上を図り、府民の信託と期待にこたえなければなりません。

求められる京都府の教員像（「教師力向上のための指針」から）

- 児童生徒に対する教育的愛情と、教職に対する使命感・情熱を持っていること。
- 豊かな感性を持ち、明朗かつ健康で、人間的魅力にあふれていること。
- 高い「授業力」を持ち、児童生徒に確かな学力をつけることができること。
- 社会的良識と自ら学ぶ意欲を持ち、児童生徒や保護者、職場の同僚、地域の人から信頼されること。
- 「ふるさと京都」への理解と愛情を深めるとともに、国際的な視点に立った教育を推進することができること。

第2章 体罰について

1 懲戒と体罰

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、児童生徒に懲戒を加えることができますが、体罰を加えることはできません。

校長及び教員は、教育上必要がある場合には、児童生徒に懲戒を加えることができます。学校における教育目的を達成するために、児童生徒を叱責したり、起立や居残りを命じたり、宿題や清掃を課すことや訓告等を行うことは、懲戒として一定の効果을期待できますが、あくまで教育的配慮を基に行われるべきものです。

一方、体罰は法律により禁止されている行為であり、体罰では児童生徒の正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生むことにつながります。

○学校教育法（昭和22年3月31日 法律第26号）

第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

○学校教育法施行規則（昭和22年5月22日 文部省令11号）

第26条 校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当つては、児童等の心身の発達に応ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

- 2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長（大学にあつては、学長の委任を受けた学部長を含む。）が行う。
- 3 前項の退学は、公立の小学校、中学校（学校教育法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。）又は特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き、次の各号のいずれかに該当する児童等に対して行うことができる。
 - 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
 - 二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
 - 三 正当の理由がなくて出席常でない者
 - 四 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者
- 4 第二項の停学は、学齢児童又は学齢生徒に対しては、行うことができない。

2 体罰に該当する行為

懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とする懲戒（殴る、蹴る等）、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当します。

懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、単に、懲戒を受けた児童生徒や保護者の主観的な言動により判断されるのではなく、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的・客観的に考慮して判断されます。

特に、児童生徒一人一人の状況に配慮を尽くした行為であったかどうか等の観点が必要となります。

通常は体罰に該当すると考えられる行為

◆身体に対する侵害を内容とするもの

- 体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。
- 帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして転倒させる。
- 授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。
- 立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席につかせる。
- 生徒指導に応じず、下校しようとしている生徒の腕を引いたところ、生徒が腕を振り払ったため、当該生徒の頭を平手で叩（たた）く。
- 給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかったため、持っていたボールペンを投げつけ、生徒に当てる。
- 部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片づけが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する。

◆被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの

- 放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。
- 別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない。
- 宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。

次のような懲戒の行為は、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常は体罰には当たりません。

通常は体罰に該当しないと考えられる行為(認められる懲戒)

- 放課後等に教室に残留させる（用便のためにも室外に出ることを許さない、又は食事時間を過ぎても長く留め置く等肉体的苦痛を与えるものは体罰に当たる。）。
- 授業中、教室内に起立させる。
- 学習課題や清掃活動を課す。
- 学校当番を多く割り当てる。
- 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- 授業妨害を行う児童生徒を別室で指導する。
- 練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

また、児童生徒から教職員に対する暴力行為に対して、教職員が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使や、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使は体罰には当たりません。

通常は体罰に該当しないと考えられる行為(正当な行為)

◆児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使

- 児童が教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、児童の背後に回り、体をきつく押さえる。
- 休み時間に廊下で、他の児童を押さえつけて殴るという行為に及んだ児童がいたため、この児童の両肩をつかんで引き離す。
- 全校集会中に、大声を出して集会を妨げる行為があった生徒を冷静にさせ、別の場所で指導するため、別の場所に移るよう指導したが、なおも大声を出し続けて抵抗したため、生徒の腕を手で引っ張って移動させる。
- 他の生徒をからかっていた生徒を指導しようとしたところ、当該生徒が教員に暴言を吐きつばを吐いて逃げ出そうとしたため、生徒が落ち着くまでの数分間、肩を両手でつかんで壁へ押しつけ、制止させる。
- 試合中に相手チームの選手とトラブルになり、殴りかかろうとする生徒を、押さえつけて制止させる。

次の事例は、実際に京都府内の学校で生じた事象です。

体罰には該当しないとされた事例についても、懲戒の程度や発生時の状況等を踏まえ総合的に判断されたものであり、同じような行為の態様であっても、場合によっては体罰に該当すると判断される場合があることに注意する必要があります。

なお、バットを生徒のいる方向に投げるとい事例がありますが、体罰には該当しないとされたものの、生徒に傷害を負わず可能性のある極めて危険な行為であるとともに、人権尊重の観点からも極めて不適切で許されない行為であり、懲戒処分等の対象となることに変わりはありません。

教職員には、①日常の叱責や注意の在り方について見直すこと、②懲戒の必要性や判断基準について共通理解を図ること、③懲戒の限界について理解を深めること、などの努力が求められます。

体罰に該当するとされた事例

- 児童が宿題を忘れてきたので当該児童の頭を拳や平手で叩いた。
- バスケットボールの試合で、消極的なプレーをした生徒を押し倒した。
- 生徒の服装の乱れを指導する際、当該生徒の臀部を蹴った。
- 部活動の指導中、ふがいないプレーをした生徒の顔面にペットボトルを投げつけた。
- 部活動の指導中、生徒が指示に従わなかったので、2時間にわたって正座させた。
- 野球の練習試合に遅刻してきた生徒を、1試合が終了するまでの間起立させた。

体罰には該当しないとされた事例

- 児童が問題発言をしたので注意したが、注意に従わないので当該児童の頭をノートで軽く叩いた。
 - 児童に個別学習に取り組むよう指示したが、なかなか取り組もうとしないので当該児童の額を拳で押すように小突いた。
 - 悪ふざけをしている際に誤ってガラスを割った生徒を指導する際、当該生徒の向こう臍をつま先で小突くように押した。
 - 授業中に生徒が指導に従わないので、当該生徒の机を蹴ったところ、机が当該生徒に当たった。
 - 体育の授業中にうろうろしていた生徒を指導し、15分程度正座させた。
- ※ 部活動の練習中、生徒がふがいないプレーをしたので、生徒のいる方向にバットを投げた（生徒には当たっていない。）。

3 体罰の禁止

体罰は、学校教育法第11条に明確に禁止されている行為であり、いかなる理由があろうとも許されるものではありません。

体罰は法律で明確に禁止されているにもかかわらず、未だに撲滅することができていません。その要因の一つには、体罰が法律に違反しているという自覚がないこと、「指導上必要である」、「愛の鞭である」、「信頼関係があれば許される」といった体罰容認の考えが教職員から払拭されていないことがあります。また、体罰に及ぶ教職員の指導力が不足していることや、安易な手段として体罰に及ぶ教職員がいることなども考えられます。

体罰による指導は、児童生徒に肉体的・精神的苦痛を与えるとともに、心の傷を残したり、学習意欲を低下させたり、暴力容認の考えを生じさせるなどの悪影響が考えられます。また、保護者や地域住民等の教職員や学校に対する信頼を失わせることにも繋がります。体罰が法律違反の行為であることを重く受け止め、体罰の防止に向けた努力が必要です。

なお、学校教育法第11条の違反そのものによる刑事罰の規定はありませんが、懲戒行為としての有形力の行使が、殴打・足蹴りなど生徒の身体に傷害の結果を生じさせるようなものである場合には民法上の不法行為となり、体罰の程度によっては傷害罪や暴行罪が適用されることになることも理解しておく必要があります。

○学校教育法（昭和22年3月31日 法律第26号）

第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

○民法（明治29年4月27日 法律第89号）

第709条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

○刑法（明治40年4月24日 法律第45号）

第204条 人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

4 体罰は人権侵害

体罰は、児童生徒に対する人権侵害であり、いかなる理由があろうとも許されるものではありません。

体罰は、「児童生徒に対する人権侵害である」との認識が教職員に希薄な場合に生じると言えます。「愛の鞭」という言葉を額面どおりに受け取り、時と場合によっては、ある程度の体罰は必要であるとか、児童生徒が受け止めているというのは大人の勝手な思い込みです。

学校は、保護者や地域の願いを受け止め、期待に応えるべく努力しなければなりません。結果を求めるあまり、自分の思うようにならない子どもに体罰を加えることは、子どもを人格をもった一人の人間として尊重していることにはなりません。

学校から体罰を払拭するために、すべての教職員が、人権尊重の視点で自己の教育実践を点検するとともに、校内の雰囲気気を配り、体罰を黙認する雰囲気があれば、その払拭に努めなければなりません。

○日本国憲法（昭和21年11月3日 憲法）

第11条 国民は、すべての基本的な人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的な人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

○世界人権宣言（昭和23年12月10日 第3回国際連合総会）

第1条 すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第3条 すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

○児童の権利に関する条約（平成6年5月16日 条約第2号）

第19条 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む。）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。

※ 平成2年発効。日本は平成6年に批准。18歳未満を「児童（子ども）」と定義

5 体罰が与える影響

体罰は、児童生徒の身体と心を傷つけ教職員との信頼関係を壊すだけでなく、保護者や地域の学校・教職員に対する信頼も失わせます。

体罰は、児童生徒の身体を傷つけるとともに、心にも傷を負わせます。その傷は、恐怖心や屈辱感を与えるだけではなく、児童生徒に無力感や劣等感を増大させ、不登校や自殺の原因になることもあります。

また、体罰事象の発生によって、児童生徒が教職員集団に不信感をもったり、学校が保護者や地域からの信頼を失うことにもなります。

さらに、児童生徒に暴力容認の考えを生じさせる危険性もあり、そのことがいじめや暴力事象が生じる背景となることも考えられます。

このような体罰が及ぼす様々な影響について、全ての教職員が十分に認識する必要があります。

なお、体罰を行った教職員については、懲戒処分や行政措置（訓告等）が行われますが、傷害罪や暴行罪など刑事上の責任を問われたり、損害賠償請求などの民事上の責任を問われることもあります。

体罰が与える様々な影響の例

◆当該児童生徒への影響

- 肉体的苦痛を受ける。
- 傷害を負う
- 後遺症が残る。
- 後遺性障害が生じる。
- 生命が奪われる。
- 精神的苦痛を受ける。
- 学習意欲が低下する。
- 自尊感情が低下する。
- 不登校の原因になる。
- 自殺の原因になる。

◆児童生徒への影響

- 暴力容認の考えが生じる。
- いじめや暴力を生む背景となる。
- 教職員への不信感が生じる。

◆保護者・地域への影響

- 暴力や虐待を容認する環境が生まれる。

◆学校運営への影響

- 児童生徒に教職員集団への不信感を抱かせ、指導が困難になる。
- 教職員間の相互不信が生じる。
- 保護者・地域の学校への信頼が失われ、協力が得られにくくなる。

◆当該教職員への影響

- 懲戒処分や行政措置（訓告等）の対象となる。
- 被害児童生徒の傷害の状況等によっては刑事罰を受ける。
- 損害賠償請求など民事訴訟の対象となる。

第3章 体罰防止のために

1 体罰事象の発生状況

本府では、体罰事象が毎年発生している状況にあり、平成19年度から平成23年度の5年間を見ても、24件の懲戒処分等（懲戒処分4件、訓告20件）が行われています。

表1 年度別懲戒処分等件数（平成19年度～平成23年度）

処分年月日	学校種	体罰時の状況		被害の状況	体罰の態様	懲戒処分等の種類
		場面	場所			
19. 4. 13	特別支援学校	放課後	その他	傷害なし	素手で殴る	訓告
19. 5. 16	高等学校	その他	廊下, 階段	傷害なし	素手で殴る	訓告
19. 6. 14	中学校	部活動	運動場, 体育館	傷害なし	素手で殴る	戒告
19. 6. 28	小学校	その他	廊下, 階段	傷害なし	素手で殴る	訓告
19. 7. 12	小学校	授業中	教室	傷害なし	その他	戒告
19. 7. 13	小学校	ホームルーム	教室	傷害なし	素手で殴る	訓告
19. 7. 26	特別支援学校	休み時間	教室	傷害なし	素手で殴る	訓告
20. 2. 21	高等学校	部活動	運動場, 体育館	傷害なし	素手で殴る	訓告
20. 2. 21	高等学校	授業中	運動場, 体育館	傷害なし	素手で殴る	訓告
20. 3. 25	小学校	その他	廊下, 階段	鼻血	素手で殴る	戒告
20. 8. 17	中学校	部活動	その他	打撲(顔)	素手で殴る	戒告
20. 9. 1	小学校	その他	運動場, 体育館	打撲(足)	蹴る	訓告
20. 9. 24	中学校	部活動	運動場, 体育館	傷害なし	素手で殴る	訓告
21. 9. 30	中学校	授業中	教室	傷害なし	素手で殴る	訓告
21. 11. 19	小学校	学校行事	その他	傷害なし	素手で殴る	訓告
22. 8. 23	中学校	休み時間	廊下, 階段	傷害なし	素手で殴る	訓告
22. 8. 30	特別支援学校	授業中	教室	傷害なし	投げる, 転倒させる	訓告
22. 12. 21	高等学校	授業中	運動場, 体育館	傷害なし	素手で殴る	訓告
22. 12. 22	中学校	その他	教室	傷害なし	素手で殴る	訓告
22. 12. 27	中学校	部活動	その他	傷害なし	素手で殴る	訓告
23. 6. 22	高等学校	部活動	運動場, 体育館	傷害なし	素手で殴る	訓告
23. 12. 22	小学校	休み時間	廊下, 階段	傷害なし	素手で殴る	訓告
24. 2. 16	小学校	授業中	教室	傷害なし	蹴る	訓告
24. 2. 17	中学校	放課後	教室	傷害なし	素手で殴る	訓告

(注) 「体罰時の状況」、「被害の状況」、「体罰の態様」は、文部科学省の分類に基づく。

2 体罰事象が生じる背景

体罰事象は生徒指導の場面、部活動指導の場面で多く発生しています。教職員が感情的に体罰に及ぶケースが大半ですが、その背景には、当該教職員の児童生徒理解の不十分さ、生徒指導力の不足、誤った教育観に基づく指導などが見られます。

次の事例は、本府の学校で過去に生じた体罰事象です。これらの事例をもとに、なぜ教職員が体罰に及んでしまうのかという視点から、体罰事象が生じる背景について考えてみましょう。

(事例 1)

A 教諭は、部活動の指導中、生徒がプレーに集中できていないと感じ、2名の生徒の頬を平手で叩いた。数日後、他校との練習試合中、勝つ意欲が感じられないと思い、3名の生徒の頬を複数回叩いた。

(事例 2)

B 教諭は、学級に生じたいじめ事象を解決した際に、今後同様の事象が生じた場合には全員を殴って自分も辞職すると児童に話していた。後日、朝の会で進行役の児童Cをからかった児童Dを注意した際にDの謝罪に誠実さが見られず、他の児童も無関心だと感じたため、Cを除く全ての児童の頬を平手で叩いた。

(事例 3)

E 教諭は、制服のまま着替えることもなく部活動に参加しようとしのない生徒に対し、「何もしないなら家に帰れ」と指導したが、当該生徒が指導に従わず反抗的な態度を示したことに腹を立て、生徒に詰め寄り生徒の脇腹をなぐり、興奮状態のまま続けて頬を殴った。

(事例 4)

F 講師は、授業中に他教科の教科書を机に出して勉強していた生徒に対し、当該教科書を片付けて授業に集中するように指示したが、生徒が指示に従わないので教科書を取り上げようとしたところ、生徒と教科書の奪い合いになり、興奮のあまり教科書をつかんだ生徒の腕と顔を数回叩いた。

(事例5)

G教諭は、階段の上り下りで児童と鉢合わせになり、お互いが進路を譲ろうと動いていた。その様子を見ていた児童HがG教諭に向かって「いじめや、いじめとる。」と言ったことに腹を立て、Hの頭を3回小突いた。

(事例6)

I教諭は、学級の他の児童を追いかけて殴っていた児童Jの行為を制止しようとした際、JがI教諭の腹部を繰り返し殴ってきたので、「いい加減にきなさい。」と言いながら、頬を平手で叩いた。

事例1は、誤った教育観・指導観に基づく指導の典型的な例であると言えます。スポーツの指導において、「強い精神力を育成するため」、「強い選手を育成するため」、「規律を守るため」などの理由で、指導行為として体罰が行われてきました。

部活動の指導者（教職員）は、こうした誤った教育観・指導観に基づく指導から脱却する必要があり、科学的根拠に基づく指導方法を学んだり、周囲からの声を真摯に受け止めて改善に努力する姿勢が必要です。また、指導の在り方に問題があると感じたときに周囲が指摘できるような学校の組織であることが必要です。

事例2は、自分（教職員）が指導してきたことを児童生徒が理解していない（自分の思いが伝わっていない）と感じ、「辞める覚悟で体罰を行っている」と伝えることで児童生徒の心に働きかけようとしています。しかし、体罰によらなくても、児童生徒の心を揺さぶる手段は他にも考えられ、体罰は安易で短絡的な方法であると言えます。

事例3及び4は、自分の指導に反抗する生徒に対して、自分（教職員）の権威を傷つけられたとばかりに感情的に体罰を行っています。教職員自身が興奮のあまり自分を見失うようでは教育効果は期待できません。児童生徒を注意する場面では、当該児童生徒の反応を観察しつつ効果的な指導法により行うことが大切です。

事例5は、児童が自分をからかう発言をしたことに対し感情的に体罰を行っています。この場面では、教職員が毅然とした態度で注意し、当該児童の人権意識を高める指導を行うことが求められます。しかし、教職員が体罰を行ったことで、教育効果どころか逆に悪影響を与えたと考えられます。

事例6は、児童の危険な行為を制止した際の事象ですが、児童の発達段階や児童が教職員の腹を殴る強さなどを総合的に考えれば正当防衛には該当せず、体罰に該当すると判断された事例です。制止した上で言葉によって児童を落ち着かせることも可能であり、平手で頬を叩くことは安易な行為であったと考えられます。

なお、生徒が指導されたことに腹を立て、対教師暴力に及ぶケースもありますが、

そのような場合に当該生徒を制止し押さえつけることは通常は体罰に当たりません。しかし、その際に生徒を殴ったり蹴ったりすることは認められない行為（体罰）であり、その体罰行為によって、当該生徒がその後の指導を受け入れない可能性があります。

体罰事象が生じる背景

<教職員自身の問題>

- 人権意識の欠如
- 誤った教育観・指導観に基づく指導
- 生徒指導力の不足
- 児童生徒理解の不足
- 児童生徒との信頼関係構築における課題
- 独りよがり周囲の意見を受け入れない姿勢
- 指導がうまくいかないことへのあせりや周囲からの重圧を感じている心理状態 等

<学校体制上の問題>

- 体罰を容認する雰囲気
- 互いの指導方法に意見が言えない閉鎖的な雰囲気
- 成果や結果のみを優先して評価する雰囲気
- 保護者・地域との連携の不足 等

<保護者・地域の課題>

- 体罰を容認する意見をもつ保護者等の存在
- 部活動の結果・成績で顧問の指導力を評価する保護者等の価値観 等

3 体罰に対する正しい認識

体罰を防止するため、教職員はいかなる行為が体罰に当たるかについての考え方を正しく理解し、機会あるごとに自身の体罰に関する認識を再確認することが必要です。

平成25年3月に実施した「体罰に関する意識調査」（京都市立を除く府内の公立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の教職員が対象。回答者総数11,713）によると、6.3%の教職員が「場合によっては体罰に及ぶことがあっても仕方ない」と回答しています。（表1）

具体的な場面では、「授業中、何度注意しても私語をやめない児童生徒への対応」について、4.6%の教職員が（表2）、「問題行動を起こした児童生徒の指導中、反抗してきた児童生徒への対応」について、8.3%の教職員が（表3）、体罰もやむを得ないと考えていることがわかりました。

トラブルを避けるために児童生徒との関わりを最低限にしたり、問題行動を放っておいたりすることは、教職員の使命やその職責から見て問題があると言わざるを得ません。

教職員が児童生徒の健やかな成長を願い、自律した社会人の育成を図ろうとするとき、児童生徒の問題行動の指導を巡ってトラブルを生じることがあり、その際には、毅然とした対応をすることが必要です。

しかし、体罰は毅然とした対応には含まれません。教職員は、体罰は法に禁止された、児童生徒の人権を侵害する決して許されない行為であるとの認識を強くもつことが重要です。

前述の意識調査では、例示の行為が

（表1）児童生徒への指導に関する認識

児童生徒への指導	※
規律を守らない児童生徒には行動を改めるまで厳しく指導する必要あり	80.9%
児童生徒の態度を見ていると、時にはカッとなることも仕方ない	57.2%
場合によっては体罰に及ぶことがあっても仕方ない	6.3%
児童生徒の自主性を尊重した活動となるよう心がけるべき	91.6%
児童生徒とのコミュニケーションを大切にすべき	96.1%
児童生徒の良いところを見つけ、ほめるように努めるべき	94.4%
児童生徒のトラブルを避けるため、最低限度の接し方でよい	6.7%

※「そう思う」、「どちらかと言えばそう思う」と回答した教職員の割合

（表2）授業中、何度注意しても私語をやめない児童生徒への対応

自分の考えに最も近いもの	※
粘り強く、言葉での注意を繰り返すべきである	76.5%
手を強くつかみ、引きずっても廊下に出すべきである	10.7%
やめるまで放っておくしかない	3.8%
授業を成立させるためには、体罰が必要な場合もある	3.4%
頭を叩くなどしてやめさせるべきである	1.2%

（表3）問題行動を起こした児童生徒の指導中、反抗してきた児童生徒への対応

自分の考えに最も近いもの	※
体罰は許されず、また一時的な効果しかないので、言葉で注意を繰り返すべきである	70.2%
腕をとり壁に押しつける程度は許される	17.6%
保護者が容認している場合は体罰も許される	3.8%
本人の非を理解させるためには、体罰が必要な場合もある	3.5%
叩いてでも指導を徹底すべきである	1.0%

体罰に当たるかどうかを聞いています。(表4)

それぞれの行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的・客観的に考慮して判断されることとなりますが、表の上から4項目は体罰に該当する可能性があります。

体罰を防止するためにも、如何なる行為が体罰に当たるのか、教職員が正しく認識しておくことが大切です。

なお、「周辺の物を投げたり蹴ったりする」、「大声で激しく注意する」といった行為は、児童生徒の身体を侵害したり、肉体的苦痛をあたえるものではありませんので、体罰には該当しないと考えられますが、児童生徒に対するパワーハラスメント行為であると考えられます。

平成23年度に実施した、「パワーハラスメントの防止に関するアンケート調査(京都市立を除く府内の公立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の教職員が対象。回答者総数8,800)において、「児童生徒に対するパワーハラスメントに該当する行為」について意見を求めたところ、表5の結果となりました。表の「その他」に該当するものとして、「児童生徒の人格を認めず一方的、感情的な指導をすること」、「生徒に『嫌』と言う自由を与えないこと」、「生徒指導上の問題(ピアス、服装等)を成績に反映すること」等の意見もありました。

体罰は、児童生徒に対するパワーハラスメント行為の最たるものだと考えることができます。児童生徒へのパワーハラスメントになっていないか、児童生徒の人格や尊厳を大切にされた指導ができているかという観点から、教職員が自身の指導について日常的に点検し改善に取り組むことが、教職員の人権意識を向上させるとともに、体罰の防止につながるものと考えます。

(表4) 体罰行為(態様)に関する認識

児童生徒に対する行為(態様)	※
物を投げて、体にぶつける	93.3%
軽く叩く、軽く蹴る	79.8%
襟首や胸元をつかむ	82.4%
ペナルティとしてグラウンド50周走らせる	81.7%
周辺の物を投げたり蹴ったりする	70.0%
大声で激しく注意する	32.4%

※「体罰である」、「どちらかと言えば体罰である」と回答した教職員の割合

(表5) 児童生徒に対するパワーハラスメントにあたると思われる行為

児童生徒に対する行為(態様)	割合
私的なことを命じる	78.6%
部活動で反論を許さない	78.0%
個人情報 の 流布	76.3%
脅かして言うことを聞かせる	68.8%
無視	65.7%
部活動の試合等のメンバーから外す	39.6%
その他	1.8%

4 生徒指導の在り方

体罰を防止するため、教職員は、児童生徒理解を深化させるとともに、児童生徒との信頼関係の構築に努めながら、自らの指導力を磨き高める努力をしていくことが必要です。

生徒指導とは

生徒指導とは、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動です。すなわち、生徒指導は、すべての児童生徒のそれぞれの人格のよりよき発達を目指すとともに、学校生活がすべての児童生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになることを目指しています。

児童生徒理解の深化

生徒指導を進める上で基盤となるのは、児童生徒理解の深化を図ることであり、そのためにも、日ごろの触れ合いや様々な場面での観察、関係者からの情報収集などを通して、一人一人の児童生徒を多面的に理解していく努力が求められます。

日ごろから一人一人の言葉に耳を傾け、その気持ちを敏感に感じ取ろうという姿勢が重要であり、児童生徒の内面に対する共感的理解を持って児童生徒理解を深めることが大切です。

信頼関係の構築

もう一つの基盤は信頼関係を築くことです。教職員と児童生徒の信頼関係は、

- ①日ごろの人間的な触れ合い
- ②児童生徒と共に歩む教職員の姿勢
- ③授業等における児童生徒の充実感・達成感を生み出す指導
- ④児童生徒の特性や状況に応じた的確な指導と不正や反社会的行動に対する毅然とした指導

などを通じて形成されていくものです。その信頼関係をもとに、児童生徒の自己開示も進み、教職員の児童生徒理解も一層深まっていきます。

児童生徒一人一人を大切にす指導

児童生徒が、楽しく充実した学校生活を送るためには、安心・安全な環境作りが大切です。その中で、児童生徒相互が認め合い、共感的な人間関係を構築できるよう支援するとともに、児童生徒一人一人が達成感や成就感を味わえるような教育活動を推進する必要があります。

カウンセリングマインドによる指導

生徒指導において、長期的な展望に立ち児童生徒の成長を願い見守る余裕を持

つこと、児童生徒の話をじっくり聞き時間をかけて根気よく指導することなど、教職員自身が、自らのカウンセリングマインドの育成に努めることが大切です。そのためにも、指導に当たっては、次のことを心がける必要があります。

- ①児童生徒の思いや考えを、真摯に受け止めじっくり聞く。
- ②児童生徒一人一人に応じた指導を行う。
- ③注意する際には、児童生徒の心情を十分配慮する。
- ④先入観で、決めつけた指導を行わない。
- ⑤日頃使用している言葉遣いを、振り返ってみる。

児童生徒に関わる情報の共有化

教職員にとって、日常的に児童生徒一人一人の生活状況、学習状況、健康状況、家庭状況等を把握しておくことが重要です。その上で、教職員間での情報交換を密にすることにより、児童生徒の細かな変化を見逃さないことが大切です。

また、定期的に学年間や全教職員間で情報を共有することで、共通認識のもと指導の徹底に努める必要があります。

教職員の意識改革

体罰を容認する教職員の中には、「体罰を受けたことは、当然だと思い反省する」「自分のために厳しい指導をしてくれたと信頼感が深まる」という、誤った認識を持つ者も少なくありません。児童生徒は、体罰を行う教職員だけでなく、体罰を制止できない教職員や学校組織に対しても不信感を持ちます。「体罰は、絶対に許されない行為である」ことを、学校の教育方針の中で徹底することが大切です。

人権意識の高揚

体罰は短絡的な解決法であり、指導の放棄であると言えます。また、児童生徒自らが内面を見つめ反省する機会を奪うとともに、児童生徒の人権や人間としての尊厳を損なう行為であり、一個の人格を持つ児童生徒に対する重大な人権侵害です。体罰を否定し、体罰を見逃さないことは教職員の責務であることを十分自覚し、教職員一人一人が自らの指導力を磨き高める努力をしていくことが必要です。

5 部活動指導の在り方

部活動は学校教育の一環として行われるものであり、部活動の意義を改めて確認するとともに、体罰を厳しい指導として正当化することは誤りであるという認識を持つことが重要です。部活動の指導に当たる教職員は、生徒の心身の健全な育成に資するよう、生徒の健康状態等の十分な把握や、望ましい人間関係の構築に留意し、適切に部活動の指導を行うことが必要です。

部活動の意義

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、生徒にスポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものです。

その指導に当たっては、

- ①生徒の自主性を尊重すること
- ②生徒の能力等に応じた技能や記録の向上を目指すこと
- ③互いに協力し合って友情を深めること

など望ましい人間関係を育てるよう適切な指導を行う必要があり、生徒に任せすぎたり、勝つことのみを目指したりした活動にならないよう留意する必要があります。

部活動の指導

学校教育の一環として生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動において、体罰は絶対に許されない行為です。また、その指導は成績や結果を残すことのみならず、教育活動として逸脱することのないよう適切に実施されなければなりません。

部活動においては、生徒の心（精神力）・技（技術力）・体（運動能力）のバランスの取れた向上を図ることを目的として、時として身体的、精神的負荷を伴う厳しい練習が行われますが、これらは心身の健全な発達を促すとともに、活動を通じて達成感や、仲間との連帯感等を育むものでなければなりません。

部活動顧問（指導者）は、学校、生徒・保護者の相互理解の下、生徒の発達段階や技能の習熟度、健康状態、場所的・時間的環境等を総合的に考えて、適切に部活動を実施することが必要です。指導と称し、部活動顧問の独善的な考え方や目的を持って、特定の生徒に対して、執拗かつ過度に身体的・精神的負荷を与えることは、決して教育的指導とは言えません。

併せて、管理職は、部活動顧問に全ての指導を委ねることなく、その指導状況を適宜監督し、適切な助言に努めるなど、教育活動としての使命を守ることが求

められます。

信頼関係の構築

部活動顧問（指導者）は、自分が意図する・しないにかかわらず、顧問と生徒の関係が支配、被支配の関係になる危険性があることを常に意識しておく必要があります。

それだけに、生徒指導の在り方と同様に、部活動指導においても生徒との信頼関係を築くことが大変重要です。部活動顧問（指導者）は、日常の活動を通じて、生徒とのコミュニケーションを密に図りながら、共に考え、組織やチームを作り上げるといった、生徒の自主性を尊重した活動となるよう心掛けなければなりません。その中で、部活動を通じて規律や約束事を遵守させることは、生徒の責任感や連帯感の涵養につながることから、時には毅然とした指導も必要となります。

また、部活動に参加する生徒は、その目標や目的が多様で活動意欲も異なることから、ミーティング等を通じて生徒自らの活動意欲や意識が高まるよう工夫するなど、個に応じた粘り強い指導をすることが必要です。

さらに、部活動顧問（指導者）は、校長等管理職への相談や教職員相互の連携協力において指導方法等について適宜、点検・検討するなど、自らの指導方法の見直し、改善を図るとともに、生徒・保護者との信頼関係の下、部活動の指導に当たることが大切です。

6 学校組織の在り方・管理職の責務

体罰の防止のため、学校は指導が困難な児童生徒の対応を一部の教職員に任せきりにしたり、特定の教職員が抱え込んだりすることのないよう、組織的な指導を徹底し、校長、教頭等の管理職や生徒指導担当教職員を中心に、指導体制を常に見直すことが必要です。

体罰に関する認識の徹底

校長は、教職員が体罰を行うことのないよう、校内研修の実施等により体罰に関する正しい認識を徹底させ、「場合によっては体罰もやむを得ない」などといった誤った考え方を容認する雰囲気がないか常に確認するなど、校内における体罰の未然防止に恒常的に取り組むことが必要です。

そのためにも、個々の教職員をしっかりと観察し、体罰に対する認識が弱いと感じられる教職員には個別に指導するなど、きめ細かな対応が求められます。

学校体制の点検

体罰の発生は、学校体制や管理職の管理責任を問われる重大な事象であると言えます。それぞれの学校は、体罰を引き起こす土壌がないか、また、「場合によっては体罰もやむを得ない」という考え方を容認する体質がないかについて、常に点検する必要があります。

体罰を防止できる体制の構築

教職員が児童生徒への指導で行き詰まった場合には、課題を一人で抱え込まずに管理職や他の教職員へ報告や相談ができるようにするとともに、支援体制を組むなど、組織的に対応できるよう体制を整備する必要があります。

例えば、管理職が定期的に意識調査や面談を行い個々の教職員の思いを把握したり、児童生徒の問題行動が起こった場合には複数の教職員での対応を徹底することも有効と考えられます。

また、教職員の中に体罰が疑われる行為を見かけた時には、当該教職員に対して注意できる雰囲気や、管理職に報告・相談しやすい雰囲気を学校につくっていくことが重要です。

教育相談体制の整備・保護者や地域との連携

部活動指導において、厳しさが慣例として踏襲されている場合や、顧問の存在があまりに大きい場合には、児童生徒が顧問の体罰に抗議することや周囲に相談することが難しくなります。体罰を受けた児童生徒がその苦しみを誰にも相談できないまま、逆に自分を責めるような事態を生じさせてはなりません。

校長は、児童生徒が安心して相談できる体制を整備するとともに、保護者や地域との連携を図りながら、体罰事象が生じていないか常に把握し、未然防止に努める必要があります。

7 体罰防止のために（セルフチェック）

体罰を防止するためには、個々の教職員が体罰に対する正しい認識をもつこと、自身が置かれている状況等を認識しておくことが大切です。

※ 程度の基準 強・・・ しばしばある、強く思う
弱・・・ めったにない、ほとんど思わない

○ストレス等について

意識・態様	意識・態様の程度
○仕事や家庭などのことでイライラしている。	強 弱
○仕事や家庭などのことで憂鬱になる。	
○児童生徒への指導がうまくいかない。	
○同僚との協力関係がうまくいかない。	
○児童生徒の自分に対する評価が気になる。	
○管理職や同僚の自分に対する評価が気になる。	
○保護者の要望や評価を負担に感じる。	
○ストレスが発散できていない。	

「意識・態様の程度」が全体的に「強」に振れる人は、かなりストレスが溜まっているようです。ストレスを溜めている場合に、児童生徒に係る問題事象が生じると感情的になって体罰に及ぶケースが見られます。一人ですべて解決しようとせず誰かに相談したり、心のもちかた（物事の捉え方）を工夫したり、適度な運動などで気分転換したりすることでストレスを溜め込まないようにすることが大切です。

○教育観・指導観等について

意識・態様	意識・態様の程度
○児童生徒に教職員の威厳を示すことが大切である。	強 弱
○教職員の権威が崩れるとその後の指導が困難になる。	
○毅然とした指導をする際には体罰もやむを得ない。	
○集団の規律を守るためには体罰もやむを得ない。	
○生徒指導が困難な状況では体罰もやむを得ない。	
○児童生徒の危険な行為を制止するには体罰もやむを得ない。	
○強いチームや強い選手を育てるためには体罰もやむを得ない。	
○スポーツの指導で気合いを入れるため叩くことは許される。	
○保護者の了解が得られれば体罰もある程度は許される。	

「意識・態様の程度」が全体的に「強」に振れる人は、教職員の権威、毅然とした対応や厳しい指導をかなり大切にしているようです。昭和50年代半ばから後半にかけて全国的に吹き荒れた学校の荒れの中で、学校の正常化に必死に取り組まれた時代があります。その中で過ごしてきた教職員の中には、生徒指導が困難な中では、体罰もやむを得ないと考える人もいます。

また、部活動指導においても、自身が生徒の頃に受けた指導や先輩教職員の指導を通して、「スポーツの世界では当たり前の指導であって体罰ではない」、「強くなるためには体罰もやむを得ない」と認識してきた人たちもいます。

教職員への信頼は高圧的な指導でつくられるものではなく、教職員自身の豊かな人間性や優れた指導力等で高められるべきものであること、如何なる理由を付けようとも体罰は児童生徒に対する人権侵害に変わりはないこと、スポーツの指導においても体罰を撲滅していく必要があることを認識することが大切です。

○学校組織について

意識・態様	意識・態様の程度
○児童生徒が相談しやすい雰囲気がない。	強 弱
○相談窓口など児童生徒や保護者が相談できる体制がない。	
○児童生徒を傷つけるような言葉が使われている。	
○大声で威圧するなど、力で押さえつける指導が行われている。	
○体罰と考えられる事象が見られる。	
○体罰を容認する雰囲気がある。	
○他の教職員の指導に口を挟みにくい雰囲気がある。	
○生徒指導等の課題に組織的に対応できていない。	
○生徒指導を特定の教職員に依存している。	
○問題事象が生じた時に複数対応するよう徹底されていない。	
○保護者や地域との連携が十分でない。	
○体罰防止に向けた研修会が充実していない。	
○管理職の体罰防止に向けた取組姿勢が弱い。	
○管理職の教職員への個別指導が弱い。	

「意識・態様の程度」が全体的に「強」に振れる場合は、体罰防止に向けた学校体制が不十分であるといつてよいでしょう。体罰を防止するためには、体罰を許さない雰囲気づくりや防止に向けた体制を校内に確立することが大切です。

管理職は、体罰防止の観点から学校組織体制を点検し整備するとともに、個々の教職員の的確な把握と適切な指導が求められます。

また、個々の教職員は、体罰防止の観点からも学校組織運営に積極的に参画していくことが求められます。

第4章 体罰事象が生じた場合

1 体罰事象が生じた場合の対応

体罰事象はあってはならないことですが、仮に体罰事象が生じた場合には下の対応例を参考に、誠意をもって迅速・適切に対応することが必要です。



報告・事実確認

<当該教職員>

- ◆ 学年主任、生徒指導主任への報告
- ◆ 管理職への報告
- ◆ 被害児童生徒の保護者への報告
※管理職の指示や了解が必要

<管理職>

- ◆ 当該教職員と関係者から事情聴取
- ◆ 事象及び事実経過の整理
- ◆ 教育委員会への報告
- ◆ 必要に応じてPTA会長等への連絡
- ◆ 学校評議員への報告

謝罪

<当該教職員・管理職>

- ◆ 被害児童生徒本人に対する謝罪
- ◆ 保護者に対する謝罪

応急措置

- ◆ けがの有無の確認
- ◆ 必要に応じて
養護教諭等による応急措置
病院等受診
- ◆ 被害児童生徒のケア

事象の教材化・再発防止

<管理職>

- ◆ 当該教職員への指導
- ◆ 生徒指導体制の再確認
- ◆ P T A等への生徒指導方針の説明
- ◆ 全教職員への報告と指導
- ◆ 校内研修の実施

<教職員>

- ◆ 体罰に関する意識改革
- ◆ 児童生徒理解の深化
- ◆ 生徒指導力の向上
- ◆ 教職員間の連携強化
- ◆ 保護者等との連携強化

2 体罰を行った教職員への対応

体罰は学校教育法に禁止されている違法行為であり、体罰を行った教職員には本府の懲戒処分等の基準に基づき、厳正な対応がなされることとなります。

体罰は、学校教育法第11条に禁止されている違法行為です。公務員には地方公務員法により、法律を守る義務が課せられており、信用失墜行為も禁止されています。このことから、体罰を行った教職員には、地方公務員法第29条に基づく懲戒処分、あるいは訓告等の行政措置が行われます。なお、本府においては、体罰の重大性を考慮し行政措置の場合も、勤勉手当の減額を行うこととしています。

○学校教育法（昭和22年3月31日 法律第26号）

第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

○地方公務員法（昭和25年12月13日 法律第261号）

第32条 職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

第33条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

第29条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

※ 第2項以降省略

<懲戒処分等の基準 平成25年3月現在>

標準例		基準
体罰を加えたことにより、児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重大な後遺症が残る傷害を負わせた場合		免職又は停職
体罰を加えたことにより、児童生徒に治療期間が概ね30日以上 of 傷害又は後遺症が残る傷害を負わせた場合		免職、停職又は減給
上記の場合以外で、体罰を加えた場合	負傷あり	停職、減給又は戒告
	負傷なし	文書訓告

(注意) 懲戒処分等の量定決定は次の考え方に基づいて行います。

○懲戒処分等の量定決定の考え方

懲戒処分等の量定の決定に当たっては、

- ① 非違行為の動機、態様及び結果の程度
- ② 故意又は過失の程度
- ③ 非違行為を行った教職員の職責の程度
- ④ 児童生徒、保護者、他の教職員及び社会に与える影響の程度
- ⑤ 過去の非違行為歴

等のほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮の上、判断するものとする。したがって、個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる量定以外とすることもあり得る。

特に、次の場合は、処分量定を加重することとする。

- ① 管理職にある者が非違行為を行った場合
- ② 所属長への非違行為の報告義務を怠り、又は隠ぺいした場合
- ③ 非違行為の重複や累積がある場合

<参考> 過去事例から

- 理科の実験中、児童が点火用器具の火を最大にして他の児童に向け脅かすという危険な行為をし、再三大きな声で注意したがやめなかったため、当該児童の頬を平手で1回叩いてやめさせた。(訓告)
- 生徒が指導に従わず反抗的な態度をとったため頬を叩いた。なお、過去にも体罰行為で訓告措置を受けていた。(戒告)
- 部活動で指示したにもかかわらず生徒が緩慢な動きをしていたため、全員を集め強く指導した際、目の前にいた生徒の両頬を平手で10回程度叩いた。(減給1月)
- 生徒の問題行動を指導した際、当該生徒の頬を1回叩いた。なお、過去にも2回の体罰行為で訓告と戒告を受けていた。(減給3月)